

町、字の区域及び名称の取扱いについて
平成16年4月8日 提案
平成16年4月23日 承認
調整内容
1 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。
2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。
3 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（吉川町）を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりとする。